

介護教員講習会の内容

別表第1関係

分野	教育内容	科目	時間数
専門分野	介護福祉学	介護福祉学	30
	介護教育方法	介護教育方法	30
	学生指導	学生指導・カウンセリング	15
		実習指導方法	15
	介護教育演習	介護過程の展開方法	15
		コミュニケーション技術	15
研究	研究方法	30	
合 計			150以上

別表第2関係

分野	教育内容	科目	時間数
基礎分野	介護福祉の基盤強化	社会福祉学、生活学、人間関係論、心理学、哲学、倫理学、法学のうちいずれか2科目以上	各30計60以上
専門基礎分野	教育の基盤	教育学、教育方法、教育心理及び教育評価の4科目	計90以上
合 計			150以上

講習会の課程の全部又は一部の免除

対 象 者	免 除 の 内 容
大学、大学院、短期大学等において、基礎分野及び専門基礎分野に係る科目の内容と同等以上の内容を有すると認められる科目を修めた者（免除告示第1号関係）	基礎分野及び専門基礎分野のうち、当該科目の履修を免除
厚生労働省が認定した「看護教員講習会」受講修了者（免除告示第2号関係）	基礎分野及び専門基礎分野の履修を免除
全国社会福祉協議会中央福祉学院の「介護福祉士養成施設介護担当教員特別研修課程」受講修了者（免除告示第3号関係）	専門分野のうち、「介護教育方法」の履修を免除
講習会において、専門分野に係る科目を教授する者又は教授したことがある者（介護教育方法、実習指導方法又は介護過程の展開方法のいずれか1科目を教授した者については、これら3科目全て教授したものとみなす。）（免除告示第4号関係）	専門分野のうち、当該科目の履修を免除
平成15年4月1日以前に大学院において、介護福祉士養成施設において担当する科目に関連する分野に係る博士の学位を授与された者その他の者であって厚生労働大臣が認める者（免除告示第5号関係）	講習会の課程の全部の履修を免除

実習関係

介護実習の現状

○ 時間

- ・ 450時間（社会福祉士介護福祉士学校職業能力開発校等養成施設指定規則別表第4（2年以上））
- ・ 介護実習についての出席時間数が五分の四に満たない者については、当該科目の履修が認定されない。
（介護福祉士養成施設等指導要領取扱い細則について2学則に関する事項（3））

○ 実習施設の要件

- ・ 入所実習施設：①厚生労働大臣が別に定めるもののうち、原則として設置後三年以上経過してのものであって介護実習を行うのに適当なもの
②介護実習に係る時間数の一割程度については、通所の施設又は事業として厚生労働大臣が別に定めるものにおける介護実習をもつて介護実習に代えることができる。
- ・ 居宅介護実習事業等：身体上若しくは精神上の障害があることにより日常生活を営むのに支障がある者につきその者の居宅において入浴、排せつ、食事等の介護を行う事業又は主として居宅において介護を受ける者若しくは当該者を現に養護する者に必要な援助を行うことを目的とする施設として厚生労働大臣が別に定めるもののうち、原則として開始後又は設置後三年以上経過したのものであって介護実習を行うのに適当なもの
（社会福祉士介護福祉士学校職業能力開発校等養成施設指定規則第7条第1項第12号）
- ・ 入所実習施設及び居宅介護実習事業等は、実習担当教員による定期的巡回指導が可能な地域に存すること。
（介護福祉士養成施設等指導要領8実習に関する事項（4））

○ 「介護実習」及び「介護実習指導」の教員要件

- ・ 専任教員であって「介護実習」及び「介護実習指導」を教授するものは、厚生労働大臣が別に定める基準を満たす講習会において、専任教員たるに必要な知識及び技能に関する課程を修了した者その他その者に準ずる者として厚生労働大臣が別に定める者（専任教員課程修了者等）であること。
（社会福祉士介護福祉士学校職業能力開発校等養成施設指定規則第7条第1項第5号）

・教員の資格要件

- (ア) 高等学校、旧制高等学校若しくは旧制高等女学校を卒業した者又はこれと同等以上の学力があると認められる者で、かつ、介護福祉士、保健師、助産師、又は看護師として、原則として、5年以上実務に従事した者
- (イ) 社会福祉援助技術及び社会福祉援助技術演習を教授する者(介護実習、介護実習指導に限る。)
(介護福祉士養成施設等指導要領5教員に関する事項(7)のイ)

○ 実習指導者の要件

- ・入所実習施設における実習指導者は、次のいずれかの要件に該当するものであること。ただし、肢体不自由児施設、重症心身障害児施設及び指定医療機関にあつては、ア、イに加えて、5年以上介護業務に従事した経験がある保健師、助産師又は看護師の資格を有する者を含むこととする。
 - ア 5年以上介護業務に従事した経験があり、かつ、介護福祉士の資格を有する者
 - イ 社会福祉法人全国社会福祉協議会が行う介護福祉士養成実習施設実習指導者特別研修課程を修了し、かつ、介護福祉士の資格を有する者
- ・居宅介護実習事業等における実習指導者は、次のいずれかの要件に該当するものであること。ただし、当分の間は、ア、イに加えて、5年以上介護業務に従事した経験があり、かつ、「訪問介護員に関する省令」(平成12年3月10日厚生省令第23号)第1条第2項に定める1級課程の研修を修了し、当該研修を修了した旨の証明書の交付を受けた者を含むこととする。
 - ア 5年以上介護業務に従事した経験があり、かつ、介護福祉士の資格を有する者
 - イ 社会福祉法人全国社会福祉協議会が行う介護福祉士養成実習施設実習指導者特別研修課程を修了し、かつ、介護福祉士の資格を有する者
(介護福祉士養成施設等指導要領8実習に関する事項(2)、(3))

○ 実習指導者数

入所実習施設の数に五を乗じて得た数と居宅介護実習事業等における実習指導者の数との合計数は、介護実習の必要な学生数以上であること。(社会福祉士介護福祉士学校職業能力開発校等養成施設指定規則第7条第1項第13号)

○ 1 実習施設の受入学生数

入所実習施設において同時に実習を行う学生の数は、一施設当たり五人までとすること。

(介護福祉士養成施設等指導要領取扱い細則5 実習に関する事項 (1))

○ 実習指導

- ・介護実習について適当な実習指導者の指導が行われること。

(社会福祉士介護福祉士学校職業能力開発校等養成施設指定規則第7条第1項第14号)

- ・実習担当教員による定期的巡回指導は、各入所実習施設、各居宅介護実習事業等について、少なくとも週二回は実施すること。(介護福祉士養成施設等指導要領取扱い細則5 実習に関する事項 (2))

○ 実習施設選定における留意事項

入所実習施設の選定に当たっては、特定の施設種別に片寄ることのないよう老人福祉施設、身体障害者更正援護施設、児童福祉施設等のバランスに配慮すること。

(介護福祉士養成施設等指導要領取扱い細則5 実習に関する事項 (3))

○ 実習計画

各入所実習施設及び居宅介護実習事業等における実習計画が、当該入所実習施設及び居宅介護実習事業等との連携の下に定められていること。(介護福祉士養成施設等指導要領8 実習に関する事項 (1))

○ その他

実習において知り得た個人の秘密の保持について、実習生が十分配慮するよう指導すること。

(介護福祉士養成施設等指導要領8 実習に関する事項 (5))

社会福祉士介護福祉士学校職業能力開発校等養成施設指定規則第5条第一号ヲ及び
第7条第1項第十二号の規定に基づき厚生労働大臣が別に定める施設及び事業（抄）
（昭和62年厚生省告示第203号）

社会福祉士介護福祉士学校職業能力開発校等養成施設指定規則(昭和62年厚生省令第50号)第5条第一号ヲ及び第7条第1項第十二号の規定に基づき、厚生労働大臣が別に定める施設を次のように定める。

- 2 指定規則第7条第1項第十二号ただし書に規定する厚生労働大臣が別に定めるものは、次に掲げるものとする。
 - 一 児童福祉法に規定する肢体不自由児施設(通所の施設に限る。)
 - 二 老人福祉法に規定する老人デイサービスセンター及び老人短期入所施設並びに老人デイサービス事業、老人短期入所事業及び小規模多機能型居宅介護事業
 - 三 障害者自立支援法に規定する障害福祉サービス事業のうち児童デイサービス及び障害者デイサービスを行う事業
- 3 指定規則第7条第1項第十二号イに規定する厚生労働大臣が別に定めるものは、次に掲げるものとする。
 - 一 児童福祉法に規定する肢体不自由児施設(入所の施設に限る。)、重症心身障害児施設及び指定医療機関
 - 二 身体障害者福祉法に規定する身体障害者更生施設(肢体不自由者を入所させてその更生に必要な治療及び訓練を行うものに限る。)、身体障害者療護施設及び身体障害者授産施設(身体障害者で雇用されることの困難なもの等を入所させて、必要な訓練を行い、かつ、職業を与え、自活させるものに限る。)
 - 三 生活保護法に規定する救護施設
 - 四 老人福祉法に規定する養護老人ホーム及び特別養護老人ホーム
 - 五 介護保険法に規定する介護老人保健施設
 - 六 労働者災害補償保険法(昭和22年法律第50号)に規定する被災労働者の受ける介護の援護を図るために必要な事業に係る施設であつて、年金たる保険給付を受給しており、かつ、居宅において介護を受けることが困難な者を入所させ、当該者に対し必要な介護を提供するもの
 - 七 身体上又は精神上著しい障害があるために常時の介護を必要とし、かつ、居宅においてこれを受けることが困難な原子爆弾被爆者を入所させ、養護することを目的とする施設
- 4 指定規則第7条第1項第十二号ロに規定する厚生労働大臣が別に定めるものは、次に掲げるものとする。
 - 一 老人福祉法に規定する老人居宅介護等事業、認知症対応型老人共同生活援助事業及び老人介護支援センター
 - 二 障害者自立支援法に規定する障害福祉サービス事業のうち居宅介護、行動援護及び外出介護を行う事業
 - 三 身体上又は精神上の障害があることにより自ら入浴するのに支障がある者に対し、その者の居宅に浴槽を搬入し、使用させる事業であつて、同時に入浴の介護を行うもの

「介護実習」

【目標】

- 1 講義、演習、学校内実習で学んだ知識に基づいて利用者との人間的な関わりを深め、利用者が求めている介護の需要に関する理解力、判断力を養う。
- 2 日常生活援助に関する介護技術能力を深めると同時に各種の介護を助ける住設備機器や福祉用具の知識と活用能力を養う。
- 3 実習指導者の指導を受けながら介護の計画の立て方や記録の仕方について学び、チームの一員として介護を遂行する能力を養う。
- 4 施設介護実習では、施設の運営や在宅介護との連携並びに通所サービスにも参加し、要介護老人、障害者等に対するサービス提供全般における介護の職務の理解を深める。
- 5 訪問介護実習では家庭を訪問して介護を行う訪問介護について理解を深める。

【内容】

1 施設介護実習

学生の講義、演習、学校内実習の進度に応じて、3段階に分けて実習させることが望ましい。

1) 第1段階（2～3週間）

コミュニケーション関係が比較的可能な障害者施設と老人施設を実習施設とし、利用者との人間的ふれあいを通じて、利用者の需要と介護の機能並びに施設職員の一般的な役割について学ばせる内容とする。

そのため、指導者は、2～4名の利用者を学生のために定めて初歩的な日常生活援助を指導する。

また、1週のうち1回以上をケースカンファレンスの時間にあてることとする。

2) 第2段階（4～5週間）

重度生活障害を有する障害者または老人の施設を実習施設とし、障害レベルに応じて求められる介護技術の適正な使い方について学ばせる内容とする。

また、医療・看護との関連で独自の判断で行ってはならない仕事と連携の方法についても学ばせる。

指導者の指導指針は、第1段階に準ずるが、より多くのケースカンファレンス時間を準備し、利用者の介護需要に対応した水準の向上に留意する。状況によっては帰校日を定めることを企画してもよいこととする。

3) 第3段階（4週間）

施設運営のプログラムに参加し、サービス全般について理解させると同時に個別の介護過程の展開、記録の方法について学ばせ、チームの一員として介護を遂行できるような現任準備教育を行う。

指導者の指導指針は、第2段階に準ずるが、状況によって、夜勤介護プログラムの導入ができればより望ましい。

2 訪問介護実習

老人居宅介護等事業の訪問介護員、入浴サービス及び在宅介護支援センター（訪問）の介護職員との同行訪問が望ましい。

1) 実習の時期は、施設実習の第2段階終了後が望ましい。

2) 施設実習とは異なる訪問介護の特性を学ばせる内容とする（生活形態、家族との関係、自立支援、家族への援助、保健医療との連携など）。

3) 個別の介護過程の展開について学ばせる。

4) 居宅サービスを調整するための保健医療福祉関係者の集まる会議へ参加することが望ましい。

（注）障害者には障害児を含む。

「介護実習指導」

【目標】

- 1 体験実習の意義の重要性について理解させる
- 2 体験実習を通じて学校内で学んだ知識、技術、態度を具体的かつ实际的に理解できるように指導する。
- 3 習得した学校内諸学習を応用し、実践的な技術等を体得できるように指導する。
- 4 介護福祉士としての自覚を促し、専門職に求められる資質、技能及び自己に求められる課題把握等、総合的対応能力を習得できるよう指導する。
- 5 事例研究等の進め方を指導する。

【内容】

1 施設介護実習

1) 実習の目的

- ①施設介護実習の必要性を理解させるカリキュラムの中の実習の意味と重要性の理解
- ②一年次、二年次それぞれの学校として実習課題（目標）を把握させる。
- ③学生各自の実習への期待と自己目標を立てる。
目的意識の明確化（言語化、文章化して、実習ノートに記載させる。）

2) 実習先、施設についての一般的理解

- ①施設の種類と利用者、サービス内容の確認
- ②関係法令等を調べ、理解する。
- ③施設側から実習に関する諸注意事項についての確認と必要な準備
- ④各実習生から得られた資料等による実習への諸注意（過去の資料も活用）

3) 実習記録の書き方

- ①実習ノートの使い方、書き込み手順
- ②実例に基づきながら記録の必要性と表現方法等の説明

4) 実習中（通年の場合）あるいは実習直後（集中の場合）の集団指導

- ①実習での感想を話し合う（疑問点、反省点を含めつつ言語化へ）
- ②他の学生の意見、感想を聞きながらまたは意見交換しながら、自分自身の経験の再検討
- ③実習前に立てた自己目標と学校の実習課題についての検討
- ④必要に応じて新しい自己目標の立て直し
- ⑤施設実習のまとめとレポート作成

施設との連絡打合せ

- ・見学実習
- ・集中実習（分散集中を含む）
- ・継続実習（通年）
- ・それぞれについて各施設との連絡
- ・学校としての課題
- ・施設側の実習生への諸注意事項

- ・集中（分散集中を含む）の場合：
実習中に随時施設訪問して実習指導者と面談
 - ・実習の進み具合
 - ・学生の実習への取組み態度など
 - ・学校側の課題について施設側から協力が得られているかについて
- ・通年実習の場合：
随時訪問、内容は上に同じ

2 訪問介護実習

- 1) 原則として、施設実習の指導に準ずる。
- 2) 訪問介護の方法を指導すること。
- 3) 訪問介護実習のレポート作成と発表により体験を共有化し実習効果を高める。

3 実習後の集団指導

(自己の客観視のために)

- 1) 介護福祉士としての自己について振り返り
- 2) 就職へ向けての方向づけ、意志の明確化
- 3) 利用者だけでなく、施設内外の人間関係(職員、家族、地域)についての検討
- 4) 実習評価表による自己評価

4 事例研究

- 1) 実習に際し介護に関する課題を明確にする(研究課題の設定、方法、まとめ方について指導)。
- 2) 実習終了後、事例研究等としてまとめた内容を発表させて評価・指導する。

・訪問介護実習の場合：

- ・実習前に訪問介護関係者等と打ち合わせのため実習指導を担当する教員が面談する。
- ・実習終了後、評価等のため実習指導を担当する教員が訪問し面談する。

・全実習の終了後：

- ・実習後の学生の変化、教員の所感等を施設側へフィードバックする。
(翌年へのよりよい準備と、相互の協力関係を深めるために)

介護実習・看護実習比較表

比較項目	介護福祉士	准看護師	看護師
実習時間等	<ul style="list-style-type: none"> ・ 540時間（事前事後指導90h、実習450h） ・ 介護実習についての出席時間数が五分の四に満たない者については、当該科目の履修が認定されない。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 735時間 ・ 臨地実習は、原則として昼間に行うこと。 ・ 同一科目の臨地実習が2施設以上にわたる場合は、各学生の実習内容に差が生じないよう、教育計画を配慮すること。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 1035時間（23単位）（1単位を45時間の実習を持って構成すること。） ・ 臨地実習は、原則として昼間に行うこと。 ・ 同一科目の臨地実習が2施設以上にわたる場合は、各学生の実習内容に差が生じないよう、教育計画を配慮すること。
実習施設の要件	<ul style="list-style-type: none"> ・ 入所実習施設： <ul style="list-style-type: none"> ①厚生労働大臣が別に定めるもののうち、原則として設置後三年以上経過してのものであって介護実習を行うのに適当なもの ②介護実習に係る時間数の一割程度については、通所の施設又は事業として厚生労働大臣が別に定めるものにおける介護実習をもつて介護実習に代えることができる。 ・ 居宅介護実習事業等：身体上若しくは精神上の障害があることにより日常生活を営むのに支障がある者につきその者の居宅において入浴、排せつ、食事等の介護を行う事業又は主として居宅において介護を受ける者若しくは当該者を現に養護する者に必要な援助を行うことを目的とする施設として厚生労働大臣が別に定めるもののうち、原則として開始後又は設置後三年以上経過したものであって介護実習を行うのに適当なもの。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 基礎看護、成人看護、老年看護、母子看護及び精神看護の実習を行う病院等を確保。 ・ 主たる実習施設は、実習施設のうち基礎看護、成人看護の実習施設で次の条件を具備していること。 <ul style="list-style-type: none"> ア 入院患者3人に対し1人以上の看護職員が配置。（看護職員の半数以上が看護師であること） イ 看護組織が明確に定められている。 ・ 組織の中で看護部門が独立して位置づけられている ・ 看護部門としての方針が明確 ・ 看護部門の各職階及び職種の業務分担が明確 ・ 看護師の院内教育、学生の実習指導の調整責任者が明記されている 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 基礎看護学、成人看護学、老年看護学、小児看護学、母性看護学及び精神看護学の実習を行う病院等を確保。 ・ 在宅看護論の実習については、病院、診療所その他、訪問看護ステーション等の実習施設を確保。 ・ 主たる実習施設は、実習施設のうち基礎看護学、成人看護学の実習施設で次の条件を具備していること。 <ul style="list-style-type: none"> ア 入院患者3人に対し1人以上の看護職員が配置。（看護職員の半数以上が看護師であること） イ 看護組織が明確に定められている。 ・ 組織の中で看護部門が独立して位置づけられている ・ 看護部門としての方針が明確 ・ 看護部門の各職階及び職種の業務分担が明確 ・ 看護師の院内教育、学生の実習指導の調整責任者が明記されている

比較項目	介護福祉士	准看護師	看護師
<p>実習施設の要件</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・入所実習施設及び居宅介護実習事業等は、実習担当教員による定期的巡回指導が可能な地域に存すること。 ・入所実習施設の選定に当たっては、特定の施設種別に偏ることのないよう老人福祉施設、身体障害者更正援護施設、児童福祉施設等のバランスに配慮 ・各入所実習施設及び居宅介護実習事業等における実習計画が、当該入所実習施設及び居宅介護実習事業等との連携の下に定められていること。 	<p>ウ 看護基準、看護手順が作成され、活用されている。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・看護基準（各施設が提供できる看護内容を基準化したもの）が使用しやすいよう配慮し作成され、常時活用、評価、見直されていること ・看護行為別の看護手順（各施設で行われる看護業務を順序立て、一連の流れとして標準化し、文章化したもの）が作成され、常時活用、評価、見直されている <p>エ 看護に関する諸記録が適正に行われている。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・看護記録（患者の症状、観察事項等、患者の反応を中心とした看護の過程（計画、実施、実施後の評価）を記録したもの）が正確に作成されている ・各患者に対する医療内容が正確、確実に記録されている ・患者のケアに関するカンファレンスが行われ、記録が正確に作成されている <p>オ 実習看護単位に、実習指導者が2人以上配置されていることが望ましい。</p> <p>カ 看護職員に対する継続教育（実習施設内・外）が計画的に実施されている。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・病院、診療所以外に、訪問看護ステーション、保健所、市町村保健センター、助産所、介護老人保健施設、在宅介護支援センター、介護老人福祉施設、保育所その他の社会福祉施設等を適宜含めること。 	<p>ウ 看護基準、看護手順が作成され、活用されている。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・看護基準（各施設が提供できる看護内容を基準化したもの）が使用しやすいよう配慮し作成され、常時活用、評価、見直されていること ・看護行為別の看護手順（各施設で行われる看護業務を順序立て、一連の流れとして標準化し、文章化したもの）が作成され、常時活用、評価、見直されている <p>エ 看護に関する諸記録が適正に行われている。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・看護記録（患者の症状、観察事項等、患者の反応を中心とした看護の過程（計画、実施、実施後の評価）を記録したもの）が正確に作成されている ・各患者に対する医療内容が正確、確実に記録されている ・患者のケアに関するカンファレンスが行われ、記録が正確に作成されている <p>オ 実習看護単位に、実習指導者が2人以上配置されていることが望ましい。</p> <p>カ 看護職員に対する継続教育（実習施設内・外）が計画的に実施されている。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・病院、診療所以外に、訪問看護ステーション、保健所、市町村保健センター、助産所、介護老人保健施設、在宅介護支援センター、介護老人福祉施設、保育所その他の社会福祉施設等を適宜含めること。

比較項目	介護福祉士	准看護師	看護師
		<ul style="list-style-type: none"> ・実習施設には更衣室、休憩室が準備され、討議室があることが望ましい。 ・実習に必要な看護用具が整備、充実されていること。 ・原則として、養成所が所在する都道府県内にあること。 ・主たる実習施設以外については、医療法、介護保険法等で定められている看護職員の基準を満たしていること。 ・病院以外の実習単位数は、在宅看護論実習を含め実習単位数の1割から3割程度の間とする。 	<ul style="list-style-type: none"> ・実習施設には更衣室、休憩室が準備され、討議室があることが望ましい。 ・実習に必要な看護用具が整備、充実されていること。 ・原則として、養成所が所在する都道府県内にあること。 ・主たる実習施設以外については、医療法、介護保険法等で定められている看護職員の基準を満たしていること。 ・病院以外の実習単位数は、在宅看護論実習を含め実習単位数の1割から3割程度の間とする。 ・在宅看護論の実習施設については、次の要件を満たしていること。 <ul style="list-style-type: none"> ア 複数の訪問看護専任者がいること イ 利用者ごとに訪問看護計画が立てられ、看護記録が整備されていること
<p>実習及び実習指導の教員要件</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・専任教員であって「介護実習」及び「介護実習指導」を教授するものは、厚生労働大臣が別に定める基準を満たす講習会において、専任教員たるに必要な知識及び技能に関する課程を修了した者その他その者に準ずる者として厚生労働大臣が別に定める者(専任教員課程修了者等)であること。 	<ul style="list-style-type: none"> ・准看護師養成所の専任教員となることができる者は、次のいずれにも該当すること。ただし、保健師、助産師又は看護師として指定規則別表第4の専門科目の教育内容のうち一つの業務に3年以上従事した者で、大学において教育に関する科目を履修して卒業したものは、これに関わらず専任教員となることができる。 <ul style="list-style-type: none"> ア 保健師、助産師又は看護師として5年以上業務に従事した者 	<ul style="list-style-type: none"> ・看護師養成所の専任教員となることができる者は、次のいずれにも該当すること。ただし、保健師、助産師又は看護師として指定規則別表第3の専門分野の教育内容のうち一つの業務に3年以上従事した者で、大学において教育に関する科目を履修して卒業したものは、これに関わらず専任教員となることができる。 <ul style="list-style-type: none"> ア 保健師、助産師又は看護師として5年以上業務に従事した者

比較項目	介護福祉士	准看護師	看護師
	<ul style="list-style-type: none"> ・教員の資格要件 (ア) 高等学校、旧制高等学校若しくは旧制高等女学校を卒業した者又はこれと同等以上の学力があると認められる者で、かつ、介護福祉士、保健師、助産師、又は看護師として、原則として、5年以上実務に従事した者 (イ) 社会福祉援助技術及び社会福祉援助技術演習を教授する者(介護実習、介護実習指導に限る。) 	<ul style="list-style-type: none"> イ 専任教員として必要な研修を修了した者又は准看護師の教育に関し、これと同等以上の学識経験を有すると認められる者 ・専任教員は、専門科目ごとに配置し、学生の指導に支障を来さないようにする。 	<ul style="list-style-type: none"> イ 専任教員として必要な研修を修了した者又は看護師の教育に関し、これと同等以上の学識経験を有すると認められる者 ・専任教員は、専門領域ごとに配置し、学生の指導に支障を来さないようにする。
<p>実習指導者の要件</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・入所実習施設における実習指導者は、次のいずれかの要件に該当するものであること。ただし、肢体不自由児施設、重症心身障害児施設及び指定医療機関にあっては、ア、イに加えて、5年以上介護業務に従事した経験がある保健師、助産師又は看護師の資格を有する者を含むこととする。 ア 5年以上介護業務に従事した経験があり、かつ、介護福祉士の資格を有する者 イ 社会福祉法人全国社会福祉協議会が行う介護福祉士養成実習施設実習指導者特別研修課程を修了し、かつ、介護福祉士の資格を有する者 ・居宅介護実習事業等における実習指導者は、次のいずれかの要件に該当するものであること。ただし、当分の間は、ア、イに加えて、5年以上介護業務に従事した経験があり、かつ、「訪問介護員に関する省令」(平成12年3月10日厚生省令第23号)第1条第2項に定める1級課程の研修を修了し、当該研修を修了した旨の証明書の交付を受けた者を含むこととする。 	<ul style="list-style-type: none"> ・実習指導者となることのできる者は、担当する領域について相当の学識経験を有し、かつ、原則として必要な研修を受けた者であること。 〔・厚生労働省もしくは都道府県が実施している実習指導者講習会又はこれに準ずるもの〕 ・実習施設において実習指導者を確保できない場合又は実習施設が多施設にわたる場合は、専任教員又は養成所における実習指導者を増員することが望ましいこと。 	<ul style="list-style-type: none"> ・実習指導者となることのできる者は、担当する領域について相当の学識経験を有し、かつ、原則として必要な研修を受けた者であること。 〔・厚生労働省もしくは都道府県が実施している実習指導者講習会又はこれに準ずるもの〕 ・在宅看護論実習については、利用者の看護計画を立てられる者が学生の指導に当たること。また、在宅看護論の実習指導者は必要な研修を受けた者が望ましいこと。 ・実習施設において実習指導者を確保できない場合又は実習施設が多施設にわたる場合は、専任教員又は養成所における実習指導者を増員することが望ましいこと。

比較項目	介護福祉士	准看護師	看護師
	<p>ア 5年以上介護業務に従事した経験があり、かつ、介護福祉士の資格を有する者</p> <p>イ 社会福祉法人全国社会福祉協議会が行う介護福祉士養成実習施設実習指導者特別研修課程を修了し、かつ、介護福祉士の資格を有する者</p>		
実習指導者数	<ul style="list-style-type: none"> 入所実習施設の数に5を乗じて得た数と居宅介護実習事業等における実習指導者の数との合計数は、介護実習の必要な学生数以上であること。 	<ul style="list-style-type: none"> 実習看護単位に、実習指導者が2人以上配置されていることが望ましい。(再掲) 実習施設で実習指導者を確保できない場合又は実習施設が多施設にわたる場合は、専任教員又は養成所の実習指導者を増員することが望ましい。(再掲) 	<ul style="list-style-type: none"> 実習看護単位に、実習指導者が2人以上配置されていることが望ましい。(再掲) 実習施設で実習指導者を確保できない場合又は実習施設が多施設にわたる場合は、専任教員又は養成所の実習指導者を増員することが望ましい。(再掲)
1 実習施設の受入学生数	<ul style="list-style-type: none"> 入所実習施設において同時に実習を行う学生の数は、1施設当たり5人までとすること。 	<ul style="list-style-type: none"> 実習病院が同時に受け入れ可能な学生数は看護単位ごとに10名を限度。 	<ul style="list-style-type: none"> 実習病院が同時に受け入れ可能な学生数は看護単位ごとに10名を限度。
実習指導	<ul style="list-style-type: none"> 介護実習について適当な実習指導者の指導が行われること。 実習担当教員による定期的巡回指導は、各入所実習施設、各居宅介護実習事業等について、少なくとも週二回は実施すること。 	<ul style="list-style-type: none"> 実習施設で実習指導者を確保できない場合又は実習施設が多施設にわたる場合は、専任教員又は養成所の実習指導者を増員することが望ましい。(再掲) 	<ul style="list-style-type: none"> 実習施設で実習指導者を確保できない場合又は実習施設が多施設にわたる場合は、専任教員又は養成所の実習指導者を増員することが望ましい。(再掲)

介護福祉士養成実習施設実習指導者特別研修

[プログラム]

日 時	研修科目	備 考
1 目 目	10:30～12:00 (90分)	【講義】 介護実習の 現場への期待 ・ 福祉人材の養成状況 ・ 介護福祉士の質の向上に向けた 取り組み ・ 介護実習の現場に期待すること 等
	13:00～15:00 (120分)	【講義】 実習生の理解 ・ 実習生を理解すること ・ 人が人の話を聞く意味 ・ 実習指導者が伝えたいこと 等
	15:15～17:15 (120分)	【講義】 介護福祉士養成課程 における介護実習の 目標と課題 ・ 介護福祉士養成施設における 介護実習とは ・ 介護福祉士養成施設の立場 から見た介護実習の現状と課題 等
2 目 目・3 目 目	9:30～12:30 (180分)	【講義・演習】 介護実習における 実習生への指導方法 I・II [目的] ・ 演習をとおして介護実習 指導の過程と指導者の 役割を理解する。 [目標] ・ 円滑な人間関係を形成するための コミュニケーション能力を高める。 ・ 実習指導過程について学ぶ。 ・ 実習指導に必要な基本的指導方法 について学ぶ。 ・ 自己の立場や役割、他職種の役割 について理解を深める。 等
	13:30～17:30 (240分)	
4 目 目	9:30～12:30 (180分)	【講義】 実習指導者に 求められるもの ・ 今求められるケア ・ 社会福祉理念と介護福祉士に 求められる資質能力 ・ 尊厳を支えるケアとは 等

研修関係等

介護サービス従事者の研修体系のあり方に関する研究
～ キャリア開発支援システムの研修カリキュラムについて ～（抜粋）
（第二次中間まとめ－概要 平成17年9月 社会福祉法人全国社会福祉協議会）

<介護職員の能力開発システムの必要性>

◎背景

- ・介護が必要な状態になっても、それまでの生き方が継続でき、尊厳が保持された暮らしをしたいという国民の願い。
- ・認知症、医療的なニーズをもつなどの重度の高齢者の生活支援、介護予防への本格的な取り組みの要請。
- ・今後の介護労働力確保のため、処遇向上、キャリアパスの確立など職業としての魅力を高める必要性。

◎尊厳を支えるケアを行うために介護職員に求められる能力

○尊厳を支えるケアのあり方

- ・利用者が自尊心をもちその人らしく生きることを支える。
- ・できるだけ日常生活行為の自立を保持し、人々との関係性、精神的な主体性を支える。
- ・医療・看護と連携し尊厳ある穏やかな終末期を支える。

○尊厳を支えるケアのためのケアモデル等のあり方

- ・身体的なケアだけでなく精神面・社会関係面も含めた生活全体を支えるケア。
- ・できることを発見・拡大するケア。
- ・積極的なケア。
- ・地域に根ざしたケア。
- ・医療・看護と連携した総合的なケア。

○尊厳を支えるケアを行うために介護職員に求められる能力

- ・対人理解やコミュニケーションの力。
- ・認知症ケア、医療・看護との連携などに必要な知識・技術。
- ・家族関係・社会関係の維持、精神面のケア、地域の力を引き出し活用することができる力。
- ・チームケアを実行・推進する力。
- ・深い人間理解と専門職としての倫理・価値観 など。

◎介護職員の能力向上策の方向性

○任用資格のレベルアップの必要性

- ・無資格、資格取得が容易なヘルパー2級で就業可能となっていることが、介護職員の能力格差を生み、専門的な職業としての確立を困難にしている。
- ・国家資格である介護福祉士を標準任用資格とすることが必要。

○体系的な継続教育・現任研修システムの必要性

- ・職場におけるOJT、外部研修などによる現任者の能力開発は、質・量ともに不十分であり、体系的な継続研修のシステムが必要。

<キャリア開発支援システムの目的>

- 尊厳を支えるケアを実現するために介護職員能力の標準を確立し、新しいケアモデルを実行できる幅広い役割と能力をもつ介護職員を養成する。
- 介護職員のキャリアパスの確立、多様な働き方の支援を通し、職業としての魅力を高める。
- 事業所における適正なサービス実施体制とサービス管理の仕組みを確立する。

＜キャリア開発支援システムの研修体系と内容 現任者対象の研修体系(介護福祉士を対象)＞

◎ファーストステップ研修

- 実務経験、資格取得ルートによる経験能力の違いを補完し、尊厳を支えるケアを実行できる判断力などを育て、キャリア形成のための共通の能力基盤をつくる。
- できるだけ多くの介護職員の受講を期待。
- 修了者は小規模チームのリーダーや初任者の指導係となる。
- 研修時間は200時間。100時間程度の通信や一定期間(一年程度)をかけた研修実施形態により、受講しやすくする。

◎技能研修

- 介護職員に求められる幅広い知識・技術を習得するためのテーマ別研修。
- 職位の向上を目指さない人にも専門性を追求する機会を提供する。
- 考えられるテーマ(必ずしも固定化したものである必要はない)。
 - ・認知症のケア ・自立を高めるための生活のなかでの介護予防、維持期リハ
 - ・医療ニーズのある人のケア ・住環境・生活環境の整備 ・障害及び障害者に対するケア(各障害別)
 - ・介護運営基礎 ・スーパービジョン基礎 ・地域ケアの展開基礎 ・介護研究基礎

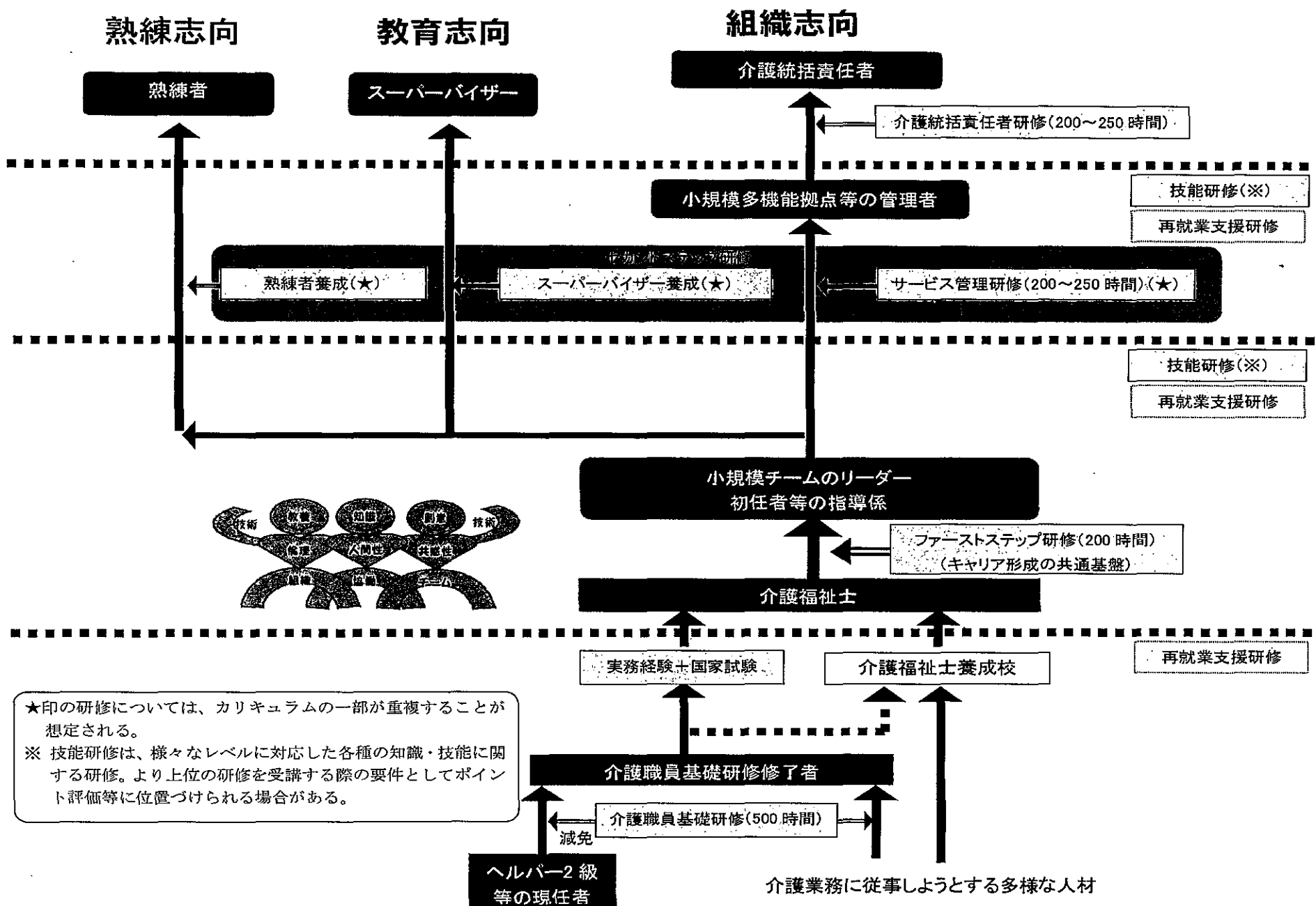
◎セカンドステップ研修

- 「組織志向」「教育志向」「熟練志向」というキャリアパスに応じた研修を選択する。
 - ・組織志向 「サービス管理研修」を受講し、小規模多機能拠点、地域密着型施設等の管理者となり、介護統括責任者を志す
 - ・教育志向 スーパーバイザーを志す
 - ・熟練志向 現場での熟練者を志す
- 養成カリキュラム等については今後具体的に検討。

◎介護統括責任者研修

- 法人・事業所全体の介護サービスの質の管理・向上・革新を行う役割・責任を担う職員を育成する。
- 多様な修了ルートを認め、試験により認定することを検討する。
- 養成カリキュラム等については今後具体的に検討。

介護職員の養成研修体系とキャリアパス



社会福祉施設の長及び生活指導員等の資格要件(例:特別養護老人ホーム)

【特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準(平成11年3月31日厚生省令第46号)(抄)】

(職員の資格要件)

第5条 特別養護老人ホームの長(以下「施設長」という。)は、社会福祉法(昭和26年法律第45号)第19条第1項各号のいずれかに該当する者若しくは社会福祉事業に2年以上従事した者又はこれらと同等以上の能力を有すると認められる者でなければならない。

2 生活相談員は、社会福祉法第19条第1項各号のいずれかに該当する者又はこれと同等以上の能力を有すると認められる者でなければならない。



「同等以上の能力を有すると認められる者」

【特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準について(平成12年3月17日老発第214号厚生省老人保健福祉局長通知)(抄)】

第1 一般的事項

4 職員の資格要件

(1) 基準第5条(職員の資格要件)第1項及び第2項は、施設長及び生活相談員について、その有すべき資格を定めたものであるが、このうち「同等以上の能力を有すると認められる者」とは、社会福祉施設等に勤務し又は勤務したことのある者等であって、その者の実績等から一般的に、施設長にあつては特別養護老人ホームを適切に管理運営する能力を有すると認められる者、生活相談員にあつては、入所者の生活の向上を図るため適切な相談、援助等を行う能力を有すると認められる者をいう。



「抽象的要件の判断基準」

【社会福祉施設の長の資格要件について(昭和53年2月20日社庶第13号厚生省社会局長児童家庭局長連名通知)】

1 施設長の具備すべき要件のうち抽象的要件についての判断基準

(1) 基本的考え方

関係省令又は関係通知に規定されている施設長の具備すべき要件のうち、(2)の表の資格内容の項に掲げる抽象的要件の明確化を図り、2に示す「施設長資格認定講習会」(以下「講習会」という。)の課程を終了した者を、当該要件を具備する者とする。

社会福祉主事の資格要件

<社会福祉法(昭和26年法律第45号)>

(組織)

第15条 福祉に関する事務所には、長及び少なくとも次の所員を置かなければならない。ただし、所の長が、その職務の遂行に支障がない場合において、自ら現業事務の指導監督を行うときは、第一号の所員を置くことを要しない。

一 指導監督を行う所員

二 現業を行う所員

三 事務を行う所員

2 所の長は、都道府県知事又は市町村長(特別区の区長を含む。以下同じ。)の指揮監督を受けて、所務を掌理する。

3 指導監督を行う所員は、所の長の指揮監督を受けて、現業事務の指導監督をつかさどる。

4 現業を行う所員は、所の長の指揮監督を受けて、援護、育成又は更生の措置を要する者等の家庭を訪問し、又は訪問しないで、これらの者に面接し、本人の資産、環境等を調査し、保護その他の措置の必要の有無及びその種類を判断し、本人に対し生活指導を行う等の事務をつかさどる。

5 事務を行う所員は、所の長の指揮監督を受けて、所の庶務をつかさどる。

6 第1項第1号及び第2号の所員は、社会福祉主事ではなければならない。

(資格等)

第19条 社会福祉主事は、事務吏員又は技術吏員とし、年齢20年以上の者であつて、人格が高潔で、思慮が円熟し、社会福祉の増進に熱意があり、かつ、次の各号のいずれかに該当するものうちから任用しなければならない。

一 学校教育法(昭和22年法律第26号)に基づく大学、旧大学令(大正7年勅令第388号)に基づく大学、旧高等学校令(大正7年勅令第389号)に基づく高等学校又は旧専門学校令(明治36年勅令第61号)に基づく専門学校において、厚生労働大臣の指定する社会福祉に関する科目を修めて卒業した者

二 厚生労働大臣の指定する養成機関又は講習会の課程を修了した者

三 厚生労働大臣の指定する社会福祉事業従事者試験に合格した者

四 前三号に掲げる者と同等以上の能力を有すると認められる者として厚生労働省令で定めるもの

<社会福祉法施行規則(昭和26年厚生省令第28号)>

(法第19条第1項第4号に規定する厚生労働省令で定める者)

第1条 社会福祉法(昭和26年法律第45号。以下「法」という。)第19条第1項第4号に規定する厚生労働省令で定める者は、次のとおりとする。

一 社会福祉士

二 精神保健福祉士

三 学校教育法(昭和22年法律第26号)に基づく大学において、法第19条第1項第1号に規定する厚生労働大臣の指定する社会福祉に関する科目を修めて、学校教育法第67条第2項の規定により大学院への入学を認められた者

参議院厚生労働委員会 附帯決議（抜粋）

（平成十七年六月十六日）

介護保険法等の一部を改正する法律案に対する附帯決議

平成十七年六月十六日
参議院厚生労働委員会

政府は、本法の施行に当たり、次の事項について適切な措置を講ずるべきである。

十四 ケアマネジャーについては、資質の向上を図るとともに、中立性・独立性を重視する観点から、基準及び介護報酬について所要の見直しを行うこと。

十五 ケアマネジメントについては、包括的なケアマネジメントの実施、多職種協働の強化、サービス担当者会議の積極的な開催や自立した生活の実現を目指したケアプランの作成など、介護保険制度の特色であるケアマネジメントの真価が発揮できるように十分な指導や支援に努めること。

十六 介護需要が増大する中で、介護労働の魅力を高め、優秀な人材を介護の職場に確保していくため、介護労働者の雇用管理や労働条件の改善、研修体系や資格の在り方の見直しに取り組むこと。また、労働条件の改善及びサービスの質の確保・向上の観点から、介護施設の施設基準を見直すとともに、直行直帰型のホームヘルパー及びグループホームの夜勤についてその労働実態を把握し、所要の改善を図ること。

十七 介護サービス事業者の指定及び取消の要件に、労働関係及び社会保険関係法規の遵守状況を含めることを検討するとともに、介護サービス情報の公表に当たり、短時間勤務も含めた従業員の健康診断及び感染症予防に関する研修の実施の有無を対象項目に含めること。